

令和3年度上京区地域保健推進協議会・書面審査の結果報告書

1 議題1「上京区役所保健福祉センター事業について」の審議結果

議題を補強する御意見や御質問を17人の委員のうち9人からいただきました。

御意見に対する見解や御質問への回答は下記の表のとおりです。

いただいた御意見を活用し、御質問も参考にしながら、皆様方とさらに連携・協働を強め、上京区民の健康の保持及び増進に寄与する保健所支所として業務を遂行してまいります。

2 議題2「上京区地域保健推進協議会の副会長選出について」の審議結果

17人の委員のうち17人に御承認いただき、議題2は承認されました。

【いただいた御意見に対する見解と御質問への回答】

委員氏名	議題1 保健福祉センター事業への御意見	議題2 役員選出について	その他の御意見
小林(雅)委員	なし	承認	
水谷委員	あり(下記)	承認	あり(下記)
【御意見1】 コロナ感染症拡大によって精神的に不安定になる方や子育て家庭での状況の悪化が懸念されます。そんな中でも家庭訪問をしていただいていることが本当に大切だと思います。コロナ感染下で大変だと思いますが、希望される方の家庭訪問をしていただき、本当に頭が下がります。今年度もよろしく願いいたします。			
【御意見1に対する見解】 コロナ禍のステイホームで家庭内暴力をはじめとした様々な問題が家庭内にとどまり相談もしくい中で、社会的弱者がいよいよ困難に追い込まれるとともに、子育て等のストレスの高まりが懸念されるなど、委員御指摘の課題が社会的にも課題とされています。保健福祉センターでは、コロナ感染に最大限注意しつつ、保健師やケースワーカーが家庭訪問をして課題を把握するとともに直接援助を行っています。課題解決には医師会の皆様の適切な確な御助言が不可欠であり、今後とも緊密な連携をよろしく願いいたします。			
【御意見2】 今後はワクチン差別についての啓発も必要ではとっております。			
【御意見2に対する見解】 コロナ感染者への誹謗中傷にとどまらず、コロナワクチン接種に関しても差別的な言動がみられることにつきましては、委員御指摘のとおり、基本的には接種する・しないは最終的に個人にゆだねられていること、疾病等でワクチンを接種することができない方がおられることなどをきちんと啓発していくことが大切だと考えています。			
松尾委員	なし	承認	
松下委員	あり(下記)	承認	
【御意見】 新しい生活様式の中での啓発活動のあり方も変わってきていることがよく分かりました。新型コロナウイルスの治療薬が開発されるまでは状況が好転することは考えにくく、感染予防の観点から当面は非対面での活動になることは致し方ないと思います。			
【御意見に対する見解】			

私どもの啓発活動等の取組について御理解いただきありがとうございました。また、新型コロナウイルスも含めた調剤や医薬品の供給その他の薬事衛生業務に御尽力いただき、公衆衛生の向上及び増進に寄与されるとともに、区民の健康な生活のために日夜奮闘されていることに深く感謝申し上げます。

私どもの今後の活動につきましても、様々かつ有意義な御助言をいただくとともに、より緊密な協力関係が構築できますようよろしくお願いいたします。

小林（央）委員

あり（下記）

承認

【御意見】

母子保健福祉事業について

妊娠期からの切れ目のない支援に御努力していただきありがとうございます。母子保健法が改正され産後ケア事業について明記されました。

コロナの影響で立ち会い出産ができずに孤独に出産し、入院中に家族の面会もできずに退院してしまう状況があります。父親や家族は指導等をうける機会もないまま、未熟な母親との育児が始まります。いつもよりも様々な不安が育児上の困難を抱えやすいと思われれます。

産後一年以内の自殺や母親から乳児への虐待など悲惨な事が起こらないように、もっと広い方が利用できる産後ケア事業が求められていると思います。

産後の休養や育児技術の獲得のための延長入院とは別のショートステイ、個別型・集団型のデイサービス、アウトリーチ（居宅訪問）型など乳房ケアを含む産後ケア事業が産後一年まで利用できるように拡充していただけるようお願いいたします。

【御意見に対する見解】

委員御指摘のとおり母子保健法が改正され、令和3年4月1日から改正法第17条の2に定める産後ケア事業の実施が市町村の努力義務とされたところです。厚生労働省が示す施行通知では、委員が以前から指摘されてきたとおり、

「近年、核家族化や晩婚化、若年妊娠等によって、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱いたり、うつ状態の中で育児を行う母親が少なからず存在している状況である。

産前産後の母親の育児不安やうつ状態が、子どもの虐待の誘因になることも指摘されており、産後の育児を家庭のみに任せるのではなく、母親の孤立を防ぎ、生活している地域で様々な支援を行うことが重要な政策課題である。

このため、本法は、家族等から十分な育児等の支援が得られず、心身の不調や育児不安等を抱える出産後1年以内の母親とその子を対象に、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう支援するため、産後ケア事業の全国展開を図ることを目的としたものである。」とされています。

短期入所・通所事業・訪問事業それぞれについて、従来は「出産直後から4ヶ月頃まで」とされていた支援について、ケアや支援がより長期に必要であるとして「出産後1年」と規定されたことに留意するようとも指摘されています。

これらを受け京都市でも令和3年10月1日より産後の母子を対象として子育て支援施策である京都市スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）の拡充が図られることとなりました。従来の生後3カ月未満から生後1年未満までに利用対象が拡大されるのと合わせ、新たに京都市が定めた基準を満たした施設の拡充が図られます。これにより、心身の不調や支援者の不在といった支援の必要な母子に対して、ショートステイやデイケアの利用ができるとともに、対応可能な施設では乳房ケアを含めた支援を受けることができる予定となっています。また、必要に応じて保健師が継続訪問し、育児支援ヘルパー等他の施策につなげるなどの支援を通して、母子が健やかに生活できるように努めています。

藤本委員

あり（下記）

承認

【御意見】

コロナについては私共も頑張ります。本当に大変ですが、この危機を乗り越えたく存じます。

今後ともよろしくお願ひいたします。			
<p>【御意見に対する見解】 新型コロナウイルス感染拡大防止の取組につきましては、委員御所属の京都府看護協会の皆様には、医療現場での治療等対応だけでなく集団接種をはじめとした様々な場面で大きなお力添えをいただいております、改めて深く感謝申し上げますとともに、今後とも共に力を合わせていただくことをお願ひする次第です。</p>			
宮崎委員	あり（下記）	承認	
<p>【御意見】 お世話になっております。 コロナ禍の中で、どうしても止めることができない事業が多くあります。皆様の御奮闘に頭が下がる思いです。 心身共にお氣をつけて活動をよろしくお願ひいたします。</p>			
<p>【御意見に対する見解】 京都府栄養士会の皆様には、コロナ禍においても感染拡大に最大限の注意を払いながら、給食施設での利用者の身体の状況や栄養状態等に応じた指導など、フレイル対策の柱ともなる健康の保持増進に不可欠な援助を行っていただき深く感謝いたします。一日たりとも止めることのできないこうした取組について、お互いに心身に氣を付けて推進していけるよう、今後とも連携をよろしくお願ひいたします。</p>			
塩見委員	なし	承認	
谷舗委員	なし	承認	あり（下記）
<p>【御意見】 「健康すこやか学級等」で新型コロナが収まれば、上京消防署員による普通救命講習（出前講習も可能です）等の応急手当に関する啓発活動を実施することも可能ですので御検討下さい。</p>			
<p>【御意見に対する見解】 健康すこやか学級をはじめとした地域での健康づくりの取組につきましては、コロナ禍で中止等を余儀なくされているところですが、ワクチン接種の確実な実施等様々な取組により、WITHコロナ時代の生活様式も踏まえた新たなステージとしてこれを前進させていかなければなりません。その際には、委員御所属の上京消防署からいただいた具体的な御提案も豊かなメニューの一つとして是非実現すべく今後とも御協力をよろしくお願ひいたします。</p>			
井筒委員	なし	承認	
赤井委員	あり（下記）	承認	
<p>【御意見】 新型コロナウイルスのようなウイルスによる感染症との戦いは、今世紀を通して続くであろうと予想されています。 コロナ禍が続く中、学区内の地域力低下は否めない。そこで、大地震災害等における防災対策同様に、地域活動マニュアル作りも必要ではないか。 地域学区で何が出来るのか、今後学区民と考えていきたい。</p>			
<p>【御意見に対する見解】 委員御指摘のように、今後も新たなウイルスと人類の闘いが言われています。それをどう押さえ込むかと同時に、今回コロナ禍で蓄積されている様々な経験をどう地域での活動に生かしていくか。京都市社会福祉協議会等でも具体的な提言が出されているところですが、地域での貴重な御議論を是非お聞かせいただき、新たな氣付きをいただくとともに今後の保健福祉行政に生かしていきたいと考えます。</p>			
立花委員	なし	承認	
織田委員	なし	承認	
四辻委員	あり（下記）	承認	
<p>【御意見】 世の中は80歳以上が多くなってきているが、会議で話をすると、80歳までの人の話で終わっ</p>			

てしまうことが多い。80歳以上の方の話もしてほしい。

【御意見に対する見解】

様々な行政統計においても「75歳以上（後期高齢者）」とくられることが多いのは委員御指摘のとおりです。一方、京都市長寿すこやかプランでは、要介護認定率が大きく跳ね上がる年齢として「85歳以上」を指摘しており、統計も5歳刻みで「80～84歳」「85歳以上」と示されています（例・第8期長寿すこやかプラン9頁 認定率の推移と今後の推計）。高齢者の健康づくりを考える場合、委員御指摘の観点も参考にさせていただきながら取り組んでまいります。

石田委員

あり（下記）

承認

【御意見】

コロナ禍で老人福祉員として訪問ができないので、お電話をさせていただいているのですが、たいがいの方が「元気にしております」とおっしゃいますが、外出もままならないので、ストレスがたまっておられるようです。

【御意見に対する見解】

コロナ禍でお年寄りにお会いすることが難しい中、電話でお話をさせていただくというのは、人と人の暖かいつながりを保つものとして非常に大事な取組であり老人福祉員の皆様の活動に感謝申し上げます。外出もままならずストレスが溜まっておられるとの声はよくお聞きするところであり、地域ではソーシャルディスタンスを確保した公園体操等密になりにくい取組を始めておられるところですが、皆様と共にさらに工夫を重ねて、「お・も・て・な・し」の取組をバージョンアップして進めていきたいと考えています。

楠川委員

なし

承認

萩原委員

あり（下記）

承認

【議題についての質問1】

「令和2年度実績報告」4頁「5感染症（1）感染症届出」によれば、「3類6件」となっており、その特性として特定の職業に就業することにより感染症の集団発生を起こしうることが想定されているものであるため、どのような状況による発生か、また、感染経路はどのようなものであったかが知りたい。

【質問1に対するお答え】

感染症法による分類で3類に分類される疾患はO157を代表とする「腸管出血性大腸菌感染症」「コレラ」「細菌性赤痢」「腸チフス」「パラチフス」です。飲食業等特定の職種に従事している方が感染するとその方の汚染された手指から食品を介して食中毒として広げることになるため、集団発生を起こさないよう周囲の方の検査や感染経路の特定を行っています。

令和2年度の発生のうち、症状があり受診して発見された5件は、家族検便や使用施設利用者の検便を実施しましたが家族以外に感染者は見られず感染経路ははっきり判明しませんでした。もう1件は症例から可能性が疑われた海外渡航による感染は否定されたことから、性感染症と同様の経路で3類疾患を発症されたと推定しています。

【議題についての質問2】

「令和2年度実績報告」4頁「5感染症（2）新型コロナウイルス感染症」の届出数は「※全市の合計届出数」となっているが、「上京区地域保健推進協議会」における「実績報告」であるならば、上京区における届出数が示されてしかるべきであると考えます。上京区におけるデータを示さない及び示せない理由があるならば、示していただきたい。

また、他の行政区との発生状況との差から考えられる上京区における課題をどのように考えているのか、上京区民のいのちと健康を守る上京区役所保健福祉センターとしての見解並びに対処策についての見解を示していただきたい。

【質問2に対するお答え】

京都市では、委員御指摘の各行政区別のコロナ陽性者発生数は公表していません。これは、新型コロナウイルス感染症に関しては、陽性者はどの行政区でも同じく発生しており、これを行政区別に分析し対応策を検討する必要性に乏しいことや、ごく初期には風評被害の発生等人権への配慮が必要であったためです。

また、令和2年度の本会議の書面審議時に回答いたしましたとおり、一般的に感染症は「届出病院が所在した区や市」で統計処理されることを御理解ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の全国的な課題として、ワクチン接種前には高齢者の重症化がクローズアップされていたほか、感染後に体力が回復せず元の生活に戻れなくなること等が指摘されておりました。

これらを受け、上京区の対処策としては、地域の要望に応えての新型コロナウイルス感染症に関する講話の実施、健康教育用スライドの提供、地域包括支援センターや介護予防推進センターの看護師が講師となる啓発、事業所への京都市情報館の動画紹介、北区・上京区医療介護連携支援センター作成の感染症対策CDの配布協力など、コロナ禍で集まることが困難な中ではありますが様々な取組を実施してまいりました。また、幅広い広報として区役所区民交流スペースに啓発パネルを設置したり、今出川通り向けの電光掲示や庁内デジタルサイネージを利用した啓発を行ってまいりました。(議題1 13頁 「◎感染症について 4 令和2年度の総括」を御参照ください。)

【議題についての質問3】

昨年度の書面による開催時に記した意見がこの一年間にどのように取り組まれたのか、または取り組まれなかったのかについて説明を求めます。

【質問3に対するお答え】

委員からは、令和2年度上京区地域保健推進協議会の書面審議の場において、第7期長寿すこやかプランに示された健康づくりや介護予防、認知症対策といった課題や精神保健福祉ボランティアのさらなる活用、当協議会の議題や資料のあり方などについて多面的で示唆に富む幅広い御意見をいただいたところであり感謝申し上げます。

いただいた御意見については様々に検討を加え、令和2年12月4日付の結果報告書で各委員に送付させていただくとともに公表したところです。

健康づくりの取組につきましては、生活習慣病対策が重要であるとの令和2年度の議題1の評価も踏まえ、血管力パンフレットの作成と普及、おもてなしパッケージを推進し、また、残念ながらコロナ禍で中止となったものもありますが、そのことも含めて地域での様々な取組の計画と実績報告について、令和3年度議題1で報告しているところです。

また、認知症の取組についても、コロナ禍で認知症サポーター養成講座等の取組が困難な中ですが、日々の業務の中で様々に取組を進めているところです。

なお、令和3年度の健康づくり事業の重点は、上京区民の健康課題やコロナ禍での取組の実現可能性等を様々に検討し、議題1の3頁に5点まとめているところです。

そのほか、令和2年度の結果報告書でお示した「お答え」がどのように進行しているかといった視点では今回の資料はとりまとめられてはいませんが、上京区保健福祉センターの保健エリアの課題を総括的にまとめた議題として御理解いただければ幸いです。